

第13回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和3年6月24日(木) 午前10時00分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

- 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 業務報告について
日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
日程第 6 議案第 3号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について
日程第 7 議案第 4号 農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について
日程第 8 報告第 1号 第2回農地小委員会の報告について
日程第 9 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
日程第 10 報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11 報告第 4号 農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
日程第 12 報告第 5号 農地転用届出の確認事務報告について

4 出席委員

農業委員	推進委員
1 番委員 駿河 信一	小山田 正幸
2 番委員 太田 豊	宮林 和徳
3 番委員 新田 義修 (リモート)	
4 番委員 佐藤 恵一郎	
5 番委員 武田 美紀	
6 番委員 高橋 敏彦	
7 番委員 吉清水 秀明	
9 番委員 齊藤 新一	

5 欠席委員 8 番委員 大森 泰英

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	事務局長	佐々木 澄子
〃	主任主査	細川 直樹
〃	主 査	高橋 昂希
〃	主 任	武田 裕雅

開会時刻 令和3年6月24日（木） 午前10時00分

議長 只今の出席農業委員は8名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員2名が出席しております。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、2番太田豊委員と3番新田義修委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第13回滝沢市農業委員会総会の業務報告をさせていただきます。資料2ページをご覧ください。令和3年5月26日から令和3年6月24日までの報告となります。

（第12回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを補足説明いたします。案件は1件ございます。議案書は5ページから7ページをご覧ください。
整理番号1番は、譲受人が現在分散している農業用の車両の駐車場及び資材等の置場を集約して設置し農業経営の効率化等を図るため、所有権移転による転用の申し出でありまして、追認許可としようとするものでございます。転用面積は1,011平方メートルとなっております。現在保有するトラクター及びトラック等の駐車場、並びに長

芋用の支柱等の資材置場を設置する計画となっております。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地に位置することから第1種農地と判断されますが、農業用施設の整備は原則認められ得るとした、農地転用目的の例外規定に該当するものと見られます。申請人からは、農地転用に関する認識が欠如していたとして、今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されており、その内容から深く反省していること、また、判明後は直ちに工事は中止していることを確認しております。資金計画は、自己資金によるものでありまして、金融機関からの残高証明により、事業の確実性について確認しているところです。

以上により、事前に申請されていれば許可相当の意見となったものと推察されるものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、太田豊農業委員、小山田正幸推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

本案件の現地調査報告を太田農業委員にお願いします。

太田農業委員 2番の太田です。それでは、私の方から議案第1号について、令和3年6月16日に小山田正幸推進委員と宮林和徳推進委員の3人により現地調査を実施しましたので報告させていただきます。

整理番号1番の申請地の位置は、姥屋敷小・中学校より北西へ約1キロメートルのところにあります。周囲の状況は、東側は水路及び道路を挟み原野、西側は水路及び道路を挟み宅地、南側は道路を挟み宅地及び農地、北側は宅地となっております。以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響はなく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

高橋主査

それでは議案第2号について、補足説明させていただきます。議案書は9ページをご覧ください。

案件は、集積一括方式による権利の設定が1件、貸借の案件が4件、売買が3件の計8件となっております。

整理番号1番につきましては、集積一括方式による貸借になります。5月31日に行われましたあっせん会議を経て成立に至ったものとなっております。前段記載の農地の方があっせんの対象農地でありましたが、あっせん会議時におきまして、後段の農地も同じ耕作者が耕作することとなりました。

この集積一括方式についてですが、中間管理事業法の改正に伴うものでございまして、従来であれば出し手から機構が借り受ける際は集積計画で行い、機構から受け手に貸し付ける場合は配分計画で行っていましたが、市町村の集積計画一本で出し手から受け手へ設定が出来る制度でございます。

整理番号2番の借受人及び整理番号6番の所有権の移転を受ける者はいずれも同一人物であります。整理番号2番につきましては、作業を請け負っていた農地について権利設定するものでございまして、整理番号6番につきましては、自身が所有する農地に隣接している農地を買い受ける案件となっております。

整理番号3番につきましては、両者が直接調整を行ったものでございます。

整理番号4番につきましては、農地中間管理事業の特例売買手続きの1つであります一時貸付制度を活用したものとなっております。5月の総会におきまして、所有者から農地中間管理機構への売買が可決されたところでございます。今回は、農地中間管理機構から買受予定者であります認定農業者に対して貸し付ける内容となっております。

この一時貸付制度でございますが、売買を希望する農地所有者から農地中間管理機構が農地を買い入れ、規模拡大等による経営の安定化を図ろうとする認定農業者に対して最大3年貸付を行い、その後売買手続きを行うものとなっております。

整理番号5番についてですが、昨年の12月31日に農地の契約が終了していた農地について再度貸借の契約を締結する案件となっております。こちらにつきましては、貸借契約が終了してから時間が経過していたため、新規として取り扱ったものとなっております。

整理番号7番、8番は、共に所有権の移転を受けるものが所有している農地に隣接する農地を買い受ける案件となっております。

以上、整理番号1番から8番は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長

本案件の現地調査報告は宮林推進委員にお願いします。なお、整理番号4番につきましては、第12回総会の議案第3号で報告済みですので

省略します。

宮林推進委員 推進委員の宮林です。それでは、私の方から整理番号1番から3番及び5番から8番について、ご報告申し上げます。

整理番号1番から3番及び5番、6番並びに8番の農地につきましては、広く農地として活用されていることが確認できました。

整理番号7番の農地につきましては、いつでも耕作できる状態に管理されていることが確認できました。

農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添の農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第2号の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを補足説明いたします。案件は1件です。議案書は22ページと23ページをご覧ください。

整理番号1番は、農地でなくなってから20年以上経過しているものでありまして、要領に基づき判断しますと、証明することに問題はないものと考えられます。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を小山田推進委員にお願いします。

小山田推進委員 推進委員の小山田です。それでは、私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。

整理番号1番の申請地の位置は、滝沢ふるさと交流館より北へ約2.1キロメートルのところにあります。周囲の状況は、東側は宅地、西側及び南側は農地、北側は道路を挟み農地になっており、現地は、既存の集合住宅2棟に接して井戸のポンプ小屋や埋設の浄化槽などといった上下水道施設が設置されており、雑種地となっております。

以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、すでに農地性はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、議案第4号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定についてを議題とします。事務局より説明させます。

高橋主査 それでは、議案第4号、農地・非農地の判断につきまして補足説明させていただきます。案件は2件となっております。議案書は25ページをご覧ください。申請地見取図は、10ページ、11ページをご覧ください。

今回の案件につきましては、非農地事前通知を受け所有者から非農地証明願が出されたものとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 本議案の農地は、令和2年8月4日から行った農地パトロールで確認済みであり、同年10月20日開催の農地パトロール実施結果報告会で報告しておりますので、現地調査報告は省略とします。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号、農地法第30条の規定による利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否の決定について、非農地と判断することに賛

成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員であります。

よって議案第4号は、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第8、報告第1号、第2回農地小委員会の報告について、農地小委員会吉清水委員長より報告をお願いします。

吉清水委員長

農地小委員会の委員長、吉清水です。それでは、私の方から第2回農地小委員会の結果をご報告します。議案書は27ページをご覧ください。

6月7日に農地小委員会委員9名と事務局職員で、新規就農予定者に対する聞き取り調査及び現地調査並びに今後の新規就農予定者案件における農地小委員会の運用について、また、あっせん内容調整についてを審議いたしました。

まず新規就農予定者に対する聞き取り調査及び現地調査についてですが、今回の新規就農予定者は、雑穀の加工販売会社に勤めており、雑穀の生産販売に従事しております。新規に権利を取得する予定の農地は、令和2年に作業受託という形で耕作したところがあります。今回は農地所有者から売買のお話があり、また、勤め先の雑穀加工販売会社の協力会社から農地の取得費用について支援を受けられることになったことから、新規就農することにしたようでした。

雑穀文化の保護と継承のために、この地で規模を拡大し、いずれは雑穀の担い手を増やしていきたいという想いがあるようですが、今はまずしっかりほ場の管理をしていくことが重要である、と考えているようでありました。

農地小委員会では、提出された営農計画、収支計画書や現地での質疑応答を踏まえ協議した結果、どのような農業経営を目指しているのかわかりづらいところがありましたので、営農計画書や収支計画書の内容を精査いただいたうえ、再度提出されるよう求めました。

以上のことから農地小委員会としては、再度書類の提出があった際に、改めて農地小委員会を開催し、就農について検討することといたしました。

次に、新規就農者案件時の農地小委員会の運用についてですが、今までコロナ感染症予防の観点や効率的運用を考えながら、3通りの運用をしてきたところです。今後、農地小委員会としてどのような運用方法をしていくのかを検討した結果、総会資料に記載のとおり運用することに決定しました。

次に、あっせん内容の調整についてですが、あっせんの申し出のある湯舟沢の農地に対し、2名が購入希望を示していることから、農地小委員会において、あっせん要領及びあっせん基準に基づき、あっせんすべき者の確認及びあっせん順位の決定をいたしました。今後、決定したあっせん順位のとおりあっせん会議を開催する予定です。

以上で、第2回農地小委員会の報告といたします。

議長

日程第9、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告、及び日程第10、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知、及び日程第11、報告第4号、農地転用許可を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告、及び日程第12、報告第5号、農地転用届出の確認事務報告につきましては、お手元の議案書29ページからのおりとなっておりますので、ご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第13回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和3年6月24日 午前10時32分

議 長

会議録署名人 2番委員

会議録署名人 3番委員

これは原本である。

令和3年6月24日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一